

開 議

○五十嵐智洋委員長 おはようございます。

これから決算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員は、14番、安部隆委員の1名であります。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

平成27年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○五十嵐智洋委員長 それでは、16日に引き続き決算総括質疑を続行いたします。

浅野敏明委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 順位4番、議席番号2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 おはようございます。

決算総括質疑最後でありますので、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

ことしの3月定例会の予算総括質疑で、発注見通しや入札結果等の公表についてはインターネットによる公表にすべきと副市長に提案したところ、早速実施していただきまして、ありがとうございました。

まず、財政課長に伺います。平成27年度の公共工事等の発注状況のうち、250万円以上の請負工事契約の件数と、そのうち条件つき一般競争入札、指名競争入札、随意契約のそれぞれの件数について伺います。あわせて、業務委託契

約の件数、そのうちの随意契約の件数についても伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡邊洋男財政課長。

○渡邊洋男財政課長 お答えいたします。

平成27年度公共工事等の発注状況、250万円以上の内訳ということで、請負工事契約、件数45件でございます。内訳としましては条件つき一般競争入札39件、指名競争入札6件、随意契約はゼロでございます。

また、業務委託契約、こちらにつきましては、工事に係る設計測量等ということになりますけれども、件数は15件でございます。実施要綱によりまして条件つき一般競争入札はございませんので、全部指名競争入札15件、随意契約はゼロ件でございます。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 失礼しました。

ただいま27年度の公共工事等に係る入札結果等の件数を伺いました。昨年度はまだ紙ベースの閲覧でしたが、公表の対象となっていた請負工事業務委託契約、随意契約も含めて昨年度の要綱に基づいた公表は全てなっているのか、改めて財政課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡邊洋男財政課長。

○渡邊洋男財政課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、長井市公共工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱に基づき実施しておりまして、公表対象となった入札結果につきましては、件数61件でございます。先ほど1番目の質問で、件数、請負契約45件と業務委託契約15件ということで、60件の件数になりますが、1件につきまして不落となりまして、入札を2回実施していることでダブルカウントになり、公表対象は61件でございます。また、そのうち公表済みのものは49件でございます。

全部公表になっているかとお質問でございますが、引き算しまして12件がまだ公表になっていなかったところでございます。その内訳は、指

名競争入札で3件、あと業務のほうで9件になりまして、これ今回、委員のご質問を受け確認いたしました。至急、関係各課に通知し、欠落がないよう、すぐに出すように対応しているところでございます。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 昨年度の契約にかかわる公表は、次年度の3月までの期間の公表になりますか、伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡邊洋男財政課長。

○渡邊洋男財政課長 そうなっていると思います。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 昨年度の公表において、要綱では契約調書も公表の対象になっていると思いますが、契約調書は公表に付していましたが、伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡邊洋男財政課長。

○渡邊洋男財政課長 申しわけございません。最後の契約調書は、もう一度、お聞かせ願えますか。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 契約調書も公表の対象になっていましたか。

○五十嵐智洋委員長 渡邊洋男財政課長。

○渡邊洋男財政課長 要綱上なっていると考えてございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 私が閲覧した中では契約調書はなかったというふうに記憶していますが、それは間違いございませんか。

○五十嵐智洋委員長 渡邊洋男財政課長。

○渡邊洋男財政課長 実際に27年度、紙ベースということになりますけども、なっているはずかと思うんですけども、ちょっと確認、件数だけの確認でございましたので、至急確認の上、まずそもそも12件ですか、公表になってないということで、各課には伝えておりますけども、もう一度確認の上、完璧を期したいと思います。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 よろしくお願ひしたいと思います。今年度は、インターネットの公表になってからは契約調書はきちんと公表になってますので、期待したいと思います。ただ、先進地においては、一覧表で公表になっているところもありまして、非常に見やすくなっています。ぜひ一覧表での公表のほうに、対象にしていただければ非常に見やすいかと思っておりますので、なお検討していただければと思います。

次に、長井市建設工事請負業者選定要綱、以下選定要綱といたします。要綱の第3条に規定する等級格付についてご質問をいたします。

選定要綱第3条、格付の方法、第4条、格付の基準、第6条、発注の基準及び第8条、指名業者の選定基準については、平成29年、来年度の4月に見直しを予定されていると思いますが、今年度末に改めて算定して、新たに格付がされると思っています。その格付の方法と公表及び通知の方法、その時期について、副市長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 お答え申し上げます。

指名競争入札参加登録簿でございますが、2年ごとに更新、作成することになっております。委員おっしゃるとおり、平成29年、30年度については、今年度中に作成いたします。

格付につきましては、長井市建設工事請負業者選定要綱において、建設業法第27条に規定されております県等が算定する客観的審査事項の総合数値に、主観的事項の評定を加算して行うことができるというふうにしております。

公表の時期ですが、総務課、建設課内及びインターネットでも平成29年4月1日に公表したいというふうに予定しております。

登録申請の詳細については、平成28年12月27日発行の「広報ながい」で掲載、またはインターネットでも広報をしております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。ただいま副市長からも答弁あったように、入札参加資格のある業者については、建設業法第27条の23に規定する経営に関する客観的な事項、いわゆる経営事項審査の場合の評定値の数値と主観的審査事項の評定、直前2カ年度における工事種別ごとの完成検査の成績の平均の評点、この評定のみで、その他の主観的事項の項目は採用してないようですが、この主観的事項の評定による算定で、今までこの成績評点を加えて算定したことがあるのか、副市長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 主観的事項は、発注者の市町村、長井市が独自の基準を設けて格付に利用するものです。長井市の選定要綱においては、主観的事項は委員ご案内のとおり、工事の成績評点の加点・減点あるいは工事の延滞があった場合の減点、また指名停止等の行政処分があった場合の減点を規定をしております。要綱的には主観的事項を加算できるとしておりますが、今までは客観的事項のみで格付を行っております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。今、答弁あったように、主観的事項の評点の中身は完成検査の評点のみ、その他少しありますが、その評点のみで、なかなか加点が行っていません。なかつたんだと思います。

県内13市の格付に係る評価点の状況を見ますと、それぞれ項目が違いますが、工事成績の評定だけで主観的事項を定めているのは長井市だけではないでしょうか。

特に、国土交通省や山形県の総合評価でも採用している地域社会貢献の項目を加点の項目とすべきだと思います。災害時における建設業の役割は重要であり、災害時に従業員が消防団員として活動することは、土木技術のノウハウを生かした災害時の対応などで活躍ができ、消防

団減少対策としても、市として消防団に加入を積極的に建設業協会などをお願いをすべきだと思います。

災害協定締結や消防団協力事業者などを加点の対象項目とすべきと思いますが、副市長に伺います。

あわせて、国土交通省や山形県における主観的評価では、地域貢献としてボランティア活動の実績の評価も行っております。この項目もあわせて加点の対象とすべきだと思います。ぜひ29年度の格付から採用すべきだと思いますが、副市長の見解を伺います。

○五十嵐智洋委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 県内の他市の主観的事項は、委員がご指摘の地域貢献、災害協力といったもののほかに、例えば子育て支援の取り組み、障害者の雇用、更生保護等、多岐にわたっております。一方、この主観的評価は、傾向として比較的大きな企業が取り組んでいる貢献が多く見られるなどというふうに私は感じております。

委員おっしゃるとおり、項目の内容、配点については、これからの2年間の格付に影響するものでありますから、長井市としての地域貢献をどのように設定するか、については公平性と透明性が重要であるというふうに考えます。

つきましては、来年度の格付に向けては、まずは工事成績の評点による算定は取り入れたいということは考えてます。加えて、社会的貢献等の配点あるいは加算については、その重みづけなどもよく慎重に検討して選定していきたいというふうに思っております。つまり導入したいと、導入する方向で検討したいというふうに思います。

なお、市内の建設業者の皆さんからは、災害時には献身的に対応していただいております。また、10月2日も市の防災訓練がありますが、防災訓練などにも業界団体の皆様のご協力をいただいているところでございます。

消防団の加入ということで例示をいただきましたが、長井市では消防団協力事業所表示制度、登録事業所ってというのがございます。これは現在6事業所、建設業者でございます。こういった建設業者にかかわらず、市内の事業所の皆様には、消防団事業の消防団の協力事業所として広く呼びかけを行っていききたいというふうに思いますし、委員おっしゃったとおり、建設業協会等へも今後、呼びかけを行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、他市の状況なども参考にしてご検討お願いできればと思います。

次に、2番目の質問に移ります。協働のまちづくり支援事業についてご質問します。

平成27年度、主要な施策の成果報告書を見ますと、市が設置または管理する施設において、市民がみずから発意によって実施する維持修繕事業等に対し、40万円を限度とし、市が機械借上料、原材料費の負担を行うものとして、平成27年度実績で35件、921万8,925円で、1件当たりの平均で26万3,400円ほどになります。

まず、建設課長に伺います。まず、この長井市協働のまちづくり支援事業、以下、支援事業といたします。制度施行の経緯と事業の目的について伺います。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 制度施行の経緯であります。以前は市民からの建設業務への要望が多くなるにつれまして、財源の確保が困難となって、小規模な工事や軽作業さえも先送りをしなければならない状況でありましたが、市民パワーをおかりすることによって、地区で行う作業や修繕などを市と一緒にやって行うことで、多くの事業が半分の財源で早急を実施することが可能となり、それが協働のまちづくり事業として誕

生したいわれでございます。

事業目的としましては、先ほどありましたように、市民がみずからの発意によって実施する維持修繕事業に対し、市が機械借上料や原材料の負担を行うことにより、市民生活環境の改善を促進するとともに、市と市民による協働のまちづくりに資することとしております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

当初の実施要綱において実施されたのは、平成22年4月1日からの施行となっております。その後、平成26年に2月3日付で支援事業実施要綱が改めて告示されていますが、その経緯と理由について建設課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 平成22年度から事業が始まって、年々資材や原材料、燃料費が高騰しまして、また平成26年度より消費税が増税されたことにより、支援の範囲額を30万円から40万円に増額しました。

また、道路や水路等の草刈り、清掃以外にも、公民館や市が管理する公園等の草刈りや清掃も支援対象としております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 平成22年から事業を実施していると思いますが、これまでの支援事業の評価と課題について、建設課長から伺いたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 評価と課題になりますが、地域住民との協働による作業を行うことで必要な工事、それから維持修繕費のコスト削減と、地域住民の幅広い要望に早急に対処することが可能となりまして、市民生活環境の改善を促進することができていると思っております。

あと、課題としましては、4月から多くの申し込みがありまして、受け付け開始と同時に当初予算枠がいっぱいになり、予算補正が終わる

まで作業を待っていただくような地区団体が出てしまう場合があることと、あと、申請者が単年度で完了したいものでも、その補助額40万円の枠がありまして、複数年にまたがってしまうような場合がある。そのようなことだと思います。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

それでは、22年度から施行になっています昨年度までの、その作業の種別について伺いますが、件数について、もしおわかりでしたら建設課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 申請件数でございますが、平成22年度は34件、23年度は33件、24年度は27件、25年度は28件、26年度は37件、27年度は35件となっております、内容としましては水路や側溝の布設修繕、そして道路の修繕、除草、そして美化清掃等となっております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 そのうち、水路等、側溝、も含めて、件数は何件ぐらいありますか。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 側溝、水路布設の作業申請件数が中でも最も多くなっておりまして、6年間で全体申請が194件中、側溝、水路布設作業が105件、54%となっております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 194件中105件でよろしいですか。105件。

○多田茂之建設課長 はい。

○2番 浅野敏明委員 50数%の作業で一番多いのがコンクリート水路等の布設ということになります。今、お話しいただきました105件の中で、単年度で完成する事業と複数年必要とする事業があると思いますが、まず昨年度の例からいきますと、単年度以外、つまり複数年を要する事業は何件ありますか。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 昨年度申請件数が35件ありましたが、その中で2年以上またがって複数年数となっているケースが7件でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

支援事業の申請の中に、添付書類として複数年にわたる場合の全体事業計画と、それから全体事業費がわかる書類を求めています、その理由と、それをどういった活用にするのか、建設課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 申請する場合に全体計画、そして全体事業費の書類を提出していただいておりますが、この事業の書類審査をする上で、それが適正であるかの判断材料となりますし、次年度の申し込み見込みの把握を行うことができます。それで、来年度の予算要求の根拠とすることができると考えております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

次に、市長に伺いたいと思います。支援事業の種別では、今、建設課長話してましたように道路・水路の修繕とコンクリート製品の材料費がかかる部分と、それから除草、環境美化などのように単年度で完結する事業もあります。特に水路などは長いスパンのコンクリート水路、コンクリート側溝ということで、材料費が非常にかさんでおりまして、支援事業の限度額40万円ではなかなか完結しないと。ある地区においては、10年以上要する地区もあるのではないかと思っています。材料を余り使用しないで単年度で完結する支援事業、これは上限40万円、先ほど平均で20数万円でしたので、上限40万円は妥当な金額だと思います。コンクリート水路やコンクリート側溝など、材料費がかさむ事業については、やはり最長でも5年で完結するような事業計画と、全体事業費に見合った単年度の

事業費を配分すべきではないかと思っています。

また、普通河川や法定外道路であっても、管理者は長井市になってるわけですので、事業規模が大きい場合などは別枠で予算を設けて建設課の直轄事業で整備すべきだと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

浅野委員がまだ現役でおられたころに、この協働のまちづくり事業というのをスタートさせたわけですが、その当時、といってもそんなに昔ではないんですが、当初スタートしたときと、現在地区の方がいろいろ抱えている問題っていうのはまた少し変わってきたというふうに思っています。そもそもは、やはり公共事業ですと、設計を組んだり、あるいは議会のほうに丁寧に説明をして議決をいただいてスタートするということから、最低でも早くも2年、3年かかったわけですが、なおかつ非常にコストがかさむということから、できるだけ財政再建の途中でもございましたし、地域の皆様の要望に応えるには、いわゆる協働のまちづくりで地元からもご協力いただいて、その地域に合ったような公共事業をということでスタートしたわけですが、その後、特に平成25、26の集中豪雨等々で、やっぱり50年、100年に1度の水害があったということで非常に地区の方も心配されて、法定外公共物、これはかつては国の管理だったんですが、地方分権一括法の一環として全部市町村に丸投げされてしまったと。それによって、市でしなきゃいけないだろうと、こういうような状況になってしまいました。

委員おっしゃるように、10年もかかるっていうのは、相談もありましたけれども、もう何百メートルにわたる、500メートル、600メートルにわたる水路なんですよ。法定外公共物、土地改良もしなかったところですよ。しかも、田んぼのところですよ。それが草刈りなどの管理

が大変になったと、やっぱり高齢化しておりますので。そんなことで、これを公共事業でやってほしいと、それはちょっと難しいということから、じゃあ、協働のまちづくりでということになったんですね。多分そういったことの一例だというふうに思うんですけども、これらについては地域の皆様のご心配もわかりますし、委員からありましたように、建設課長の答弁によりますと半分以上が水路でございますので、こういったことから少し見直しをかけていかなきゃいけないと。したがって、上限40万円というのをどうするかということと、あと、特例枠というのを設けるかどうかということだと思っております。

これは建設課のほうの判断で、あと地元と相談して、協働のまちづくりではなくて、正規の公共事業としてやるべきものはそういうような整理をしつつ、いや、公共事業ではなくという場合には、特例等も含めて、10年かかるというのは、これではやっぱり地域の皆様にとっては長過ぎるというふうに思いますので、3年、長くても5年ぐらいで一つの区切りにしなきゃいけないということから、もう一度全体的な金額と、あと、方法等についても検討してまいりたいというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 大変前向きで答弁いただきましたありがとうございます。いい方向でいい制度にしていくためにも、十分な検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。東京事務所運営事業についてご質問いたします。

まず、総務参事に伺いたいと思います。平成27年度の主要な施策の成果報告書によりますと、東京事務所を長井と首都圏をつなぐ拠点として、ふるさと応援大使・サポーターの協力を得ながら、これまでの取り組んできた事業を一層推進していくとともに、シティプロモーション推進

事業と連携を図りながら、地域の売り込みや自治体の知名度を高めることで移住・交流人口の拡大を目指すとし、置賜地域地場産業振興センター東京事務所との併設で平成26年7月に開設になっていますが、現在の場所で事務所を開設に至った経緯と、それぞれの役割について伺います。

○五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。

○齋藤環樹総務参事 それでは、最初に経過のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、置賜地域地場産業振興センターで、平成21年の7月に大田区梅屋敷商店街近くの大田区の産学連携施設の1室に東京事務所を開設いたしました。ただ、この施設の入居は3年間の期限つきであったということで、その後、24年6月に大田区池上に移転しまして、平成26年の7月から市との合同事務所として現在の大田区蒲田の事務所に移転しております。

地場産センターの東京事務所では、これちょっと役割に入っていきますけれども、大田区との人と物、技術の交流等を進め、連携の可能性を探りながらですけれども、具体的には池上本門寺朝市、おた商い・観光展などへの出店、ダイシン百貨店への名産品の常設、都内飲食店との取引、南北中学校の修学旅行時における特産品の販売体験、大田区、長井市議会議員の皆さんによる相互の視察訪問、大田区の産業交流訪問団による長井市訪問、おた工業フェアへの出店など、特に長井市の特産品のPRや販売を中心に一定の成果を上げてきたと思っております。

しかしながら、販路拡大に向けた多くの取り組みがなされてはいるものの、さまざまな分野でその後の広がりが限定的になっているということが課題となっております。そうしたことから、組織横断的な対応が必要ということで、長井市が積極的にかかわり、新たに長井市東京事務所を設置し、そこを拠点としてふるさと応

援大使やサポーターなどと連携、協力しながら、これまで取り組んできたビジネスチャンスを中心に広げるため、大田区役所に近接した場所に市の東京事務所を設けることとしたところです。

なぜ大田区なのかというところですが、東京圏の中でも大田区は人口が70万人と特別区では3位でございますし、羽田空港のハブ空港化もあり、東京オリンピックの開催と相まってさらなる発展が見込まれる地域であること。それから、商店街の数は150以上あり、販売額も都内1位となっております。加えて、工場数が5,000に近い世界最先端のものづくりのまちであるというようなことがあるかと思えます。

市の東京事務所は、地場産業振興センターの東京事務所単体では課題になっていた事業に連携して取り組むものとしておりまして、具体的にはふるさと応援大使・サポーターの活動拠点、ふるさと納税の勧誘、大田区との連携強化、防災相互応援協定の推進、首都圏での観光案内の拠点、農商工・医療・福祉分野での技術、次世代人材育成の連携、移住・定住及び地域おこし協力隊の案内募集拠点など、さまざまな役割を担うものと考えているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 詳しくありがとうございました。

それでは、今の事務所のことで伺いますが、賃貸契約を結んでると思います。その中身でございますが、当事者、それから賃貸物件の床面積、賃貸料、賃貸期間、そして契約更新について、総務参事に伺います。

○五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。

○齋藤環樹総務参事 5点ほどお尋ねですので、順次お答えいたします。

まず1つ目、当事者ですけれども、契約の当事者は長井市と所有者である有限会社橋本商事となっております。

床面積は45.9平米。それから賃貸料ですが、

月額消費税込みで17万8,848円。

それから、賃貸借の期間ですけれども、平成26年7月28日から、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約で契約をしております。

契約の更新ですけれども、お互いに申し出のない限り、2年間の自動更新となるような契約を締結してございます。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

事務所の月17万8,000円というのは、東京ではちょっと感覚的に安いというふうに思ってますが、私、1回、事務所に行ったときあるんですが、1人ではもう一度行ってこいと言われてもなかなかわからないところにありまして、できれば駅の近くにあったほうがいいなと思ってたんですが、そういう賃貸料とか要するような場所とかあるんですが、その辺は今後何かの機会に検討していただければと思ってます。

平成27年3月補正で予算化し、平成27年度に実施された地方創生先行型交付金事業の東京事務所運営事業450万円における主な歳出の内訳、事業概要・目的、評価指標と達成度、事業評価や今後の方向性について、総合政策課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘総合政策課長 私から東京事務所推進事業についてお答えいたします。

歳出の主な内訳でございますが、東京事務所の運営に関する経費でございますが、事務所の借上料154万6,000円、顧問及びアドバイザー報酬132万円、運営管理業務委託料90万円ということで、あともう一つ、職員及び顧問、アドバイザーの旅費等で53万7,000円などでございます。

事業概要及び目的は、平成26年度に東京都大田区に開設した長井市東京事務所を拠点としてシティプロモーションの取り組みを推進し、人的交流や物的交流を拡大し、定住人口の獲得を

目指すものでございます。

総合戦略では、基本目標2、長井市への新しい人の流れをつくる、に位置付けている事業の一つでございます。

評価指標でございますが、交流イベント実施数で、目標値を5件と設定し、平成27年度末の実績値は6件となりました。交流イベントでございますが、27年6月のJR蒲田駅での共同PRイベント、8月の移住・交流ガーデンでの移住交流相談会、9月の長井南北中の、いわゆる地場産品のPR活動などでございます。

外部有識者からでございますけれども、東京事務所がある大田区を中心に長井市の知名度向上が図られ、総合戦略のKPI、総合評価指標でございますが、達成に有効であったと評価をいただいております。

今後の方向性でございますが、長井市のプロモーション等のため、東京事務所の運営や活動を継続していくものでございます。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

この27年度の東京事務所運営事業450万円になってますが、28年度についても運営事業にかかわる事業がございますか、総合政策課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘総合政策課長 28年度につきましては、単独事業で東京事務所の運営事業を行っております。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

先ほど総務参事に伺うのをちょっと抜けたんですが、賃貸料月額17万8,840円、これの地場産業振興センターと長井市の負担割合はどの程度になってますか。

○五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。

○齋藤環樹総務参事 月額17万8,848円のうちの

負担ですけれども、そのうち地場産業振興センターで5万円を負担いただきまして、残りを長井市で負担ということになっております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

いろいろ今後の長井市地方創生に向けた取り組みで東京の拠点となる事務所でありますので、私はこういう活用をしていただいて、シティプロモーションとかいろいろな事業に進んでいただきたいと思います。場所については、私の個人的な見解ですので、今後、何かの機会に検討していただければと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○五十嵐智洋委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

認第1号 平成27年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○五十嵐智洋委員長 それでは、認第1号 平成27年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部について質疑を行います。事項別明細書の74ページから125ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑

を行います。128ページから165ページまでであります。ご質疑ございませんか。

5番、平 進介委員。

○5番 平 進介委員 141ページの003のふるさと納税事業についてお聞きをしたいというふうに思います。地域づくり推進課長になりますか。

この中で27年度のふるさと応援寄附金については、3億5,284万1,089円、これの件数が成果報告書を見ますと2万4,801件ということで、1件当たり1万4,226円。そして、その返礼品の部分については、報償費のところで1億6,172万7,500円、これを2万4,801件で割りますと6,521円ということで、寄附金に対する返礼品の額の割合については45.8%になるというふうにちょっと計算したんですが、それと、26年度の決算でこれと同じように見ていきますと、26年度の1件当たりの応援の寄附金が1万972円、そして1件当たりの返礼品の額については4,139円、率にして37%ぐらいになってるようですが、27年度、こういうふうになったというふうな部分、この割合を今後、どういうふうなところに見ていくのかというふうな部分と、それから成果報告書に記載されている寄附金の使い道に特化した取り組みも必要であるというふうな、そういうふうな改善策というか、そういったところを記載しているわけですが、この辺のところについて、お聞きをしたいというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 松木 満地域づくり推進課長。

○松木 満地域づくり推進課長 それでは、私のほうからただいまご質問ありました返礼品の割合というふうなことでございますが、昨年度は3億5,000万円ほどの寄附金をいただいたというふうなことで、全国的にも昨年度から非常にこの制度、注目されてきているということで、その返礼品の中身というふうなところで結構納付いただける方がふえてきているということも